



令和6年3月14日
報道発表資料
川崎市（市民文化局）

インターネット表現活動が本邦外出身者に対する不当な 差別的言動に該当する旨等の公表について

川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例第17条第1項の規定に基づき、インターネット表現活動に係る表現の内容の拡散を防止するために必要な措置を講じたので、同条第2項の規定に基づき、別紙のとおり公表します。

【問合せ先】 川崎市市民文化局人権・男女共同参画室 松本
電話 (044) 200-2369

インターネット表現活動が本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当する旨等の公表

川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例（令和元年川崎市条例第35号）第17条第1項の規定に基づき、インターネット表現活動に係る表現の内容の拡散を防止するために必要な措置を講じたので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和6年3月14日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当する旨の認識
 - (1) インターネット上のブログサイト「ライブドアブログ」に、特定の市民等を対象として、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由とする次の表現を含む投稿をした行為は、いずれも本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当する。
 - ア 「全部焼却して一から作り直したらどうだろう」（事案番号2）
 - イ 「速やかにお帰り下さいっていわないと」（事案番号33）
 - ウ 「祖国へ帰って幸せになれ」（事案番号34）
 - エ 「消えろ」（事案番号35）
 - オ 「全員祖国へ帰れよ」（事案番号36）
 - カ 「祖国に帰ってくれませんか？」（事案番号37）
 - キ 「「祖国へ帰れ」は普通だと思うけど」（事案番号38）
 - ク 「差別がない祖国に帰れば安心して暮らせるのにね」（事案番号39）
 - ケ 「さっさと帰ればいいのに」（事案番号40）
 - (2) インターネット上の短文投稿サイト「X」へ、特定の市民等を対象として、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由とする次の表現を含む投稿をした行為は、いずれも本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当する。
 - ア 「地獄に行け」（事案番号3）
 - イ 「帰ってほしいと思ってる」（事案番号4）
 - ウ 「自国にお帰りください案件」（事案番号5）
 - エ 「帰って欲しいよね」（事案番号6）
 - オ 「日本が嫌いで祖国があるならそっちの方がいいだろ」（事案番号7）

- カ 「排斥しかない」(事案番号8)
- キ 「日本が嫌いなら帰ればいい」(事案番号9)
- ク 「日本が嫌いならばいつでも帰ってくれが真つ当な意見」(事案番号10)
- ケ 「祖国へ帰れは正しい」(事案番号11)

(3) インターネット上の電子掲示板「5ちゃんねる」へ、特定の市民等を対象として、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由とする次の表現を含む投稿をした行為は、いずれも本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当する。

- ア 「速やかにお帰り下さいっていわないと」(事案番号12)
- イ 「帰れよ(笑)」(事案番号13)
- ウ 「祖国へ帰って幸せになれ」(事案番号14)
- エ 「消えろ」(事案番号15)
- オ 「全員祖国へ帰れよ」(事案番号16)
- カ 「祖国に帰ってくれませんか？」(事案番号17)
- キ 「「祖国へ帰れ」は普通だと思うけど」(事案番号18)
- ク 「祖国であり世界一の先進国である●●(特定の国家)で自由に幸せに生活してください」(事案番号19)
- ケ 「全員帰国しろで済む話」(事案番号20)
- コ 「帰ればいいのになー」(事案番号21)
- サ 「帰れと言われたら帰れよ」(事案番号22)
- シ 「今すぐ死ねが正しい」(事案番号23)
- ス 「マジで帰ったほうが良いよ 居られても困るし」(事案番号24)
- セ 「○○○(特定の民族の蔑称)は全員上下▲▲(特定の地域名)に帰れ」(事案番号25)
- ソ 「差別がない祖国に帰れば安心して暮らせるのにね」(事案番号26)
- タ 「さっさと帰ればいいのに」(事案番号27)
- チ 「嫌なら国籍国へ帰れは何もおかしくないだろ」(事案番号28)
- ツ 「在日死ね」(事案番号29)
- テ 「▲▲人(特定の民族名)どもを追い出して日本人の手に取り戻さないとな」(事案番号30)
- ト 「国籍国に帰国しなさいというのはアドバイスじゃねえの」(事案番号31)
- ナ 「祖国へ帰れと言われるのは当たり前だろ」(事案番号32)

(4) インターネット上のブログサイト「アメーバブログ」に、特定の市民等を対象として、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由とする「お在日◇◇日◆◆日△△日××日の◆◆野郎(誹謗中傷する表現)」という趣旨の表現を含む投稿をした行為は、本邦外出身者に対する不当な差別

的言動に該当する。(事案番号41)

2 インターネット表現活動に係る表現の内容の概要

上記1(1)から(4)までに記載のとおり

3 拡散を防止するために講じた措置

(1) 上記1(1)の表現を含む投稿について、「ライブドアブログ」を運営する株式会社ライブドアに削除を要請した。

(2) 上記1(2)の表現を含む投稿について、「X」を運営するX Corp. に削除を要請した。

(3) 上記1(3)の表現を含む投稿について、「5ちゃんねる」を運営するロキテクノロジー社に削除を要請した。

(4) 上記1(4)の表現を含む投稿について、「アマーバブログ」を運営する株式会社サイバーエージェントに削除を要請した。

4 拡散を防止する措置を講じた年月日

令和6年3月13日

5 その他

(1) 上記1(1)から(4)までの表現は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当するものであるが、広く市民に周知することにより、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消を図るものである。

(2) 公表したもの以外の表現が本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当しないという趣旨ではない。